

平成23年第3回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	平成23年9月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年9月26日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成23年9月26日	10時33分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧藺綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	7番	鳥飼勝美	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	こども課長	毛利俊治		
	教育長	大串和人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課参事	内山十郎		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	内山敏行		
	健康福祉課長	眞島敏明				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

### 日程第1 総括質疑

第47号議案 平成22年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について

第48号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第49号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第50号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第51号議案 平成22年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

### 日程第2 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより直ちに開議します。

#### 日程第1 総括質疑

○議長（後藤信八君）

日程第1．総括質疑を議題とします。

第47号議案 平成22年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について、第48号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、第49号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、第50号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、第51号議案 平成22年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する総括質疑を行います。

片山一儀議員から通告があつておりますので、総括質疑を行います。片山一儀議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

おはようございます。9番議員の片山です。久しぶりに特別委員会が設置をされて、細部審査をされると思いますので、総括的なことについて、特別委員会に先立って決算にかかわる事項の質問を通告に従って行わせていただきます。

通告の文書で1字、字の訂正がありますので、それは調製が調べ整えるという字になっておりますが、調べ製するという字に御訂正願います。

決算のいろんな報告を拝見しますと、法に従って会計管理者が調製した決算書及びそれにあわせて提出される主要な施策の成果を説明する書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに監査委員の意見書を拝見しました。質問の第1点は、この主要な成果の起案原案を見られた町長の所見をお伺いします。

第2点、監査委員が提出をされた監査意見書を見られた所見をお伺いしたいと思います。

次は、決算に関連がある事項についてなんですが、監査委員は執行機関の委員として、自治法第199条にその職務が示されています。決算の調製結果と監査委員の意見書だけで、決算の本来の目的を達成したとお考えですか。

第4番目、自治法第199条第1項に、監査委員は財務に関する事務の執行及び経営に係る

事業の管理を監査するということになっておりまして、第4項に、監査委員は毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならないと定めております。第6項に、首長から要求がある事項にかかわる監査をしなければならないとも定めております。ところで、自治法第199条第7項に定める事項について、町長はどのようにお考えでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、片山一儀議員の総括質問にまず1回目としてお答えをいたします。

その中の第1、決算の目的と決算の活用に関して。(1)主要な施策の成果を説明する書類を見て、起案を見て、所見をとということですが、私としましては、この議決をいただいた予算を誠実かつ適正に執行した、その結果だというふうに見ております。

それから、(2)の監査意見を見た所見ということですが、監査委員におかれましては、法の規定により慎重に審査をいただいたものであり、その結果を真摯に受け、今後の町政に反映していきたいと考えております。

第2の(1)ですが、199条にその職務が示されていると、決算の調製結果と意見書だけで本来の決算の目的が達せられるかということですが、監査委員からは適正に運営されているとの審査報告を受けておりますので、これで十分だと考えております。

(2)の自治法第199条第7項の定めについて、どのように認識しておるかということですが、特別に監査が必要であると思われる場合は、監査をしていただくということになります。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ありがとうございました。これを総括質問をする目的というのか、お考えはどうか分かりませんが、昨年、ちょうど4年間の任期が終わるとき初めて決算に関する総括質問をいたしました。今回、また決算書見て、やっぱり公務員の体質ってこんなものかなと。私も間違っ

たんですが、見て、調整、調べ整えるという事項であれば全然どうってことないだろうと思うんです。町長の回答です。本当、少しがっかりしておりますが、なぜならば、主要な施策の成果、何のためにつくるかという目的をお考えになっていないからじゃないかなと思うんです。広報のため、あるいは法に定めた報告のため。決算終われば県に、あるいは国に報告、総務省に報告することになっています。ほとんどが統計局の資料になるんですけれども、報告であればこれでも仕方がないかと思いますが、私もたくさんの成果報告を書いたし、また書かせてきました。そこには成果を分析した結果の問題点及び対策を書いてあります。成果報告書作成するには明確な目的があるからなんですね。それは次のものに生かすということ。

今期の議会は、決算議会、すなわち株式会社でいえば株主総会に当たるだろうと思います。株主総会では代表取締役が、一般的にはみずから決算報告を行い、次期にどのように反映させるか、株主に報告をいたします。私はというか、行政株式会社論という考えがあります。それは町長は会社の社長であり、執行機関は会社であるサービスを提供する会社である。住民が株主である。そうすると、今回の決算議会というのは、株主の代表である議員が、それぞれ決算に関する報告を聞くわけですね。このような問題意識もない、次の対策へも十分出していない、一部全く出していないと申しませんが、報告でどうなんでしょうか、町長、お考えというか、所見をお伺いをします。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

片山議員おっしゃるように、この決算のときもそうでございますけれども、その報告をしながら、次に資するという今言葉ございましたけれども、それはもうどんな場合でもやっぱり必要だというふうに思います。その気持ちは当然私も職員もあるわけでございます。それをこの施策の成果というような、このところにそこまで入れ込むのかどうか、それはちょっとどうなのかなというような気がいたしております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

教育委員会の同じく成果報告は、そこらあたりが少なくとも出ております。決算の調製と

というのは、5月31日で締めて、3カ月以内に首長へ会計管理者は報告することになっています。それは次の予算審議の前までに議会に認定を受けることになっています。それはそういうことが明確に示されているわけですね。今回出された4つの書類というか、本文、決算書と合わせて提出される主要な施策の成果、説明する書類ですね。それから歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに監査委員の意見書は、本当よくつくられていると思いますが、これをだれのためにおつくりになったんですか。また、何のためにおつくりになったんでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

決算書はだれのためということでございますけれども、やはりこれは議会あるいは住民の皆さんのためといいますか、議会及び住民の皆さんに対して、この決算によつての予算の執行結果を、実績を明らかにするということが、これが目的だと。しかも対象だということだというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

私も全くそのとおりだと思うんですね。株主に、あるいは関係業者にですね。ところが、これ見ると、法に報告をしなさいと書いてある事項だったら、これでいいんですね。例えば、決算カードをつくるために、総務省がまとめる資料であればいいけれども、本来、今おっしゃったような目的のためにつくられているとは見えないんですね。例えば、決算とはマネジメントサイクルというやつの中の最後のCと言われる分、Sと言われる部分、あるいはTと言われる部分、Cと言われる部分ですね、その部分である。現在の実態をお金、数字で把握をして将来に資するためということになっていると思います。その一例として、国のお金の仕組みとか、地方自治体のお金の仕組みは、自主財源と依存財源ということになっておりますね。そして事務は法定受託事務、要するに1号と2号がありますし、それから元自治事務になっています。そうすると、我々がというか、町長が予算を調製をされる時、このときには主として自主財源による自分の自治事業、これについて、しっかりなければいけない。そこは全部同じになっていますね。前の総務課長のときに聞いたんですが、いや自治事務も

法定受託事務も把握しておりませんと、こういうことでございました。確かに全部すべて町民にかかわるから、法定受託事務であっても負担金が求められます。住民のかかわる事項ですから。それから、自治事務についても、自分のみずからの自主財源でやるけれども、補助金だとか、あるいは交付金あたりでお金が入っていますから、ごちゃごちゃで、どちらも国のお金が、県のお金が、あるいは自分のところのお金が入っているからということでありましてけれども、主体性が全然違うわけですね。今回もいろんな事業調書は自主財源というか、自治事務だけについて出されています。これ妥当だと思いますが、これあたりをきちっと仕分けをして、これは法定受託事務だ、これは自治事務だ。自治事務のところだけをしっかりとしていないといけないんじゃないかと思うんですが、町長、どういう認識をされていますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

法定受託事務、これも1号と2号ございます。それから自治事務ということがあるわけでございますけれども、法定受託事務、特に第1号なんていうのは幾つか数えるぐらいだろうというふうに思っております。選挙とかなんとかというような、そういう部分かなという、宙にはちょっと定かでございますけれども。それから第2号受託事務もあるということです。そして主なものは自治事務だというふうに思っております。それをここでいうか、予算にしましても、それを分けて明示しなきゃいかんというような、その決まりはないということじゃないかというふうに思っております。しかしながら、どうなってるの予算書ですかね、あれには、やはり法定というような書き方はしていないかもわかりませんが、これは補助が幾ら来るんですよと。これはやっぱり書いておかないと、住民の方に説明がなかなかできない、住民の方もわかりいただけないというようなことだから、それははっきり書こうやということで、去年ぐらいからですか、それはやらせてはいただいております。ただ、予算とか決算でそういうことまで区別してということはどうかというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

御存じのように、大体3割自治、あるいはひどいところでは2割自治と言われるんですね。

そのぐらいの範囲で実際にいいことか悪いことかわかりませんが、国の施策、県の施策で多くのことは考えられております。

約8年前、町民は民間から出られた町長だということで、大いに期待をし、歓迎をしたように私は感じ聞いております。それは民間の経営感覚で行政を運営されたと期待をしていました。ところが、町長の経営されたのは、合資会社ですか、合名会社か、わからないんですけれども、株式会社じゃなかったのかな。民間の経営感覚を導入されて、そのためだとは申しませんが、行政が改善されていないと、がっかりされているという声を多分に聞きます。

決算書は羅針盤であると言われております。それは今、あったことをちゃんと見ることと同時に、先ほど言ったように、将来に資するということが大事。そのためにも決算書を出す時期、あるいは議会に付託する時期は自治法で定められております。株式市場に上場している株式会社は、半期ごとに決算をすることが義務づけられています。3カ月ごとに決算をやっている会社もあります。昨年申し上げたんですが、バランスシートなり、あるいはロスアンドプロフィットチャートなり、キャッシュフロー計算書なり、キャッシュフローマージンリストは計算され、分析されたのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

財政課長。

**○財政課長（安永靖文君）**

バランスシートその他につきましては、今現在、作成中でございます、今から作成しながら分析をしておるところであります。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

行政は何を生産、一部会社を運営している自治体は別にしても、やはりサービスを製造している。そうすると、そういう視点からのそういう指標をつくるというか、計算を、バランスシートなり、キャッシュフローマージン率なり、要するに一般の中から公共サービスがいかにどのくらい生まれているかという視点で、やっぱり見ていかないと、今、財政課長がお答えになったのは、今、法で政令指定都市と県ですかね、これは大福帳じゃなくて、複式簿記でやられているし、24年度ぐらいから地方自治体がすべて多分やらなきゃいけない。その準備をされているという回答だろうと思います。ただ、本来、決算をやるためには、そこら



あたりを、特にキャッシュフローマージン率なんかはしっかり導入をしていって見ていかないと、本来の姿が出ないんじゃないかと思うんですよね。今回の決算認定は事業評価説明書を出されました。これのいろんな問題点と書いてありますが、いろいろそれぞればらばらなんです、書き方が。評価基準が一定に設定をされていますでしょうか、評価基準があつて、あの事業評価をされていますでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

評価基準のお話じゃないんですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、民間から出たということで期待を受けた。それを裏切ったんじゃないかというようなことでございます。そのことについては、おわびを申し上げたいとは思いますが、しかし、やっぱりじゃあ民間から出たから、すべてそれで当てはめていいのかどうかというのは、また別問題だと。それは当然、運営の仕方なり、資金、キャッシュフローなり、いろんなことは民間の方法を取り入れるということは必要だと思いますけれども、やはり本当に利益追求の民間の企業と、それから行政と、それを一緒に扱うということは、それはやっぱり無理だと、おかしいんじゃないかと。そういう私自身、今、気持ちを持っておると。余計なことだったかもしれませぬけれども、お前の力不足かもというようなことで言われるかもわかりませぬけれども、現在そういうふうには思っております。

評価基準については、課長のほうから。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

先ほど言われました政令都市は、既に複式簿記をやっていると。恐らく公会計への移行だと思います。5万以下の市町村、要するに基山町あたりは平成22年度決算を23年度秋に作成し、公表しなければならないと、しなさいというふうになっておりますので、そういうことだと思います。私が申し上げたのは、バランスシート等につきましては、十数年ぐらい前、一番初め手を挙げたのが、たしか大分県の臼杵市だと思います。それにならって、二、三年おくれましたけれども、基山町のほうも公表いたしております。私が申し上げたのは、そのバランスシート等について、今、決算が認定をいただきましたら、議会にかけて、作成して

いくという要旨で申し上げたつもりでございます。

それから、今回の事業評価の基準でございますが、これにつきましては、今までは各課でそれぞれ評価等を行っていたというふうに思いますけれども、今回は初めて議会のほうより指定をいただきまして作成をいたしましたものでございまして、十分に調整がとれていなかったということもあると思います。今後は十分に調整いたしまして、できるだけ統一し、わかりやすい評価を提出していきたいというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

裏切ったなどという考えている人はいないと思います。そういう声があるということだけでですね。ただ、同じ仕組みなんですね。それを戦うか、のうのうとしているかという違いはどうしてもあるだろうと思います。その大きな違いは会社の人には自分で稼いだ金でしか給料もらえません。私も公務員ですが、未払いになるなんて考えたこと、一時期あったことがあるんですね。延びられたことも四十何年かに先延べあったことがありますけれども、もらえないなんてこと考えたことがなかったですね。これが大きな公務員の体質だろうと、行政の体質だろうと思います。そこあたりが真剣にならない。今、私がお願いした事項、評価基準がありますかと。これ答えが出てこないんじゃないかと思って、さっきちょっと出てきましたので、安心しましたけれども、やはり分析するときには、統一の評価基準をどうするかという審議が非常に大事だと。その基準なくして評価できないからですね。見ていてそれが感じられなかったので、ちょっと質問をいたしました。

次は、これはきょう決算のあれに代表監査員がお見えになっていないようですけれども、決算は現時点でなくて、過去との比較、あるいは他自治体との比較、同業者との比較、これは一般の会社でもやられているそうであります。そうしないと見えないからですね。決算の分析に当たり、あるいは意見書の作成に当たり、過去の決算カードは参考にされましたでしょうか。今、私の手元に20年と21年度の決算カードを手元に置いていますが、比較してみると、違うものが見えてくるんです。この決算書をつくられるときに、そういうものを参考にされたらどうと思いますけれども、確認だけ。されましたでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

財政課長。

**○財政課長（安永靖文君）**

普通、地方公共団体における決算と申しますと、1会計年度の歳入歳出の予算の分析の結果、それから実績を表示するため作成する計算表ということになっております。特段、決算カード等は作成する際に当たっては使用いたしておりませんが、ただ、各種資料等につきましては、前年度との比較とか、そういうのを出しております。

それから、決算カードにつきましては、7月に全国で行われます決算統計、地方財政状況調査ですね、これをもとに国が作成して送ってきます。これが去年もたしか申し上げたと思いますけれども、2月の末なり3月の頭しか発表されません。22年度の決算カードについては、特段指標はできない状況でございます。

以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

決算カードは非常によくまとまっていると思うんですね。逆に言うと、決算の報告を求めるのは決算カードをつくるためじゃないかと、地方自治体を見るのは、あれだけ見ればわかるわけですから、ただ、つくる義務はないけれども、つくる価値はあるかなど。同じ様式入れていくのはですね。考えておられます。わかりました。ただこれはやっぱり過去との比較をしていかないと将来は見えないし、将来は過去の延長にあるとは考えられませんが、大事なことだろうと思うので、質問させていただきました。

それから、今回、チェックする中で、1,000千円以上の不用額が14項目あります。不用額が出ることは入札の結果だとか、いろいろな原因があるだろうと思います。この不用額をなくせというと、ちゃんと見積もりやれよとか、なくせというと、これまた最近は少なくなりましたが、年度末にいろんなむだな工事が出てくる。執行していく。予算の請求上、前は全く単年度決算でしたから、使い切らないと次の予算がもらえないと、こういう欠点がありました。だから不用額を云々するのは非常に問題があるんですけども、この14項目、これの分析ですね、不用額についての分析は、後で特別委員会でもあるかもわかりませんが、どのようにされたのでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

財政課長。

### ○財政課長（安永靖文君）

財政担当といたしましても、できるだけ不用額はないようにということで、課長会等でもお願いをいたしております。ただ、今回の場合につきましては、大きなものが予防接種等が10,000千円ぐらいありました。これはたしか昨年の12月に補正予算としてお願いをいたしております。子宮頸がんワクチンと、それからヒブワクチンですか、小児肺炎球菌の予防接種をお願いをいたしました。この分を大体ほとんどの方にさせていただきたいという願いを込めて、接種率も高くいたしておりましたけれども、やはり時期的にできなかったという方が多かったということで、非常に多額の不用額を出しております。

それから、我々も不用額の考え方といたしましては、不用額は多額に出すものじゃないということで、12月なり3月なりできれいに見積もりを精査をして、それから適正な予算計上を行うということでお願いをいたしております。そういうことでございますけれども、どうしても年度末にならなければわからない、例えば、扶助費関係はおくれて請求が参りますので、どうしても見積もりがしにくい場合もございます。本来はこういうふうな1,000千円以上の不用額が多数あるというのは、決して好ましい形ではないというふうに私たちも思っておりますので、今後は12月、3月なりの補正段階でしっかり精査をお願いして、できるだけそういうことがないように努めていきたいというふうに考えております。

### ○議長（後藤信八君）

片山議員。

### ○9番（片山一儀君）

不用額は実際に今おっしゃったように、自治体のものだけでなく、国から来たものであった。今、大事なことは前にもこの議会で説明がありましたけど、広報が足りなかったんじゃないか。だから利用者が少なくて不用額が出たんじゃないかと。こういう分析なり反映が非常に大事なことであって、次の施策にどう反映していくかということが決算の意義だろうと。これは22年度の決算ですから、これは実際生かせるのは24年度の予算にしか生かしていかないわけですね。施策にしか生かしていけない。もう23年度始まっていますから。そういうことで、次は財政健全化審査意見書が提出されています。指標は下回っている、あるいは大きく下回っていると書かれていますが、この数値は見ればだれでもわかるわけです。町長はこの意見書で満足されていますかと、こういう質問なんですけど、次にまたあわせて、基山町は公営企業がないために、連結実質赤字比率、連結決算はする必要もないだろうと思

います。しかしながら、株主になっているのかな、資金提供だけなのかな、この報告書の中に、甘木鉄道株式会社の概要が添付されています。これに対する評価分析はどこにも触れられません、これはどのようになっていますか。これはこの指標というのは、地方財政再建促進特別措置法から、現在の自治体財政健全化法に変わってから、いろいろな見方が変わってきていると思いますが、その2点について、これ満足されているかということと、その甘木鉄道の件について、経営について所見を伺いたい。きょう佐賀県でも今、指標の開示は佐賀新聞に県のやつが出ていましたですね。指標だけではどうにもならん話で、それをやっぱり理解をすることがどのように、これで下回っているからいいんだというだけでしょうかという話です。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

この審査意見書に満足しているかどうかということでございますけれども、私は特に不満足というようなことじゃございません。最初に申し上げたように、やはり予算を粛々と執行してきたという、その辺のところの誤りもないし、それから若干の口頭で指摘もここには出ていませんけれども、もございましたし、やはりそれを真摯に受けとめるということでございます。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

甘鉄の件でございますけれども、連結実質赤字比率の算定上は、第3セクターは含まれません。計算は外でございます。第3セクターを入れるのは、将来負担比率に入れるということでございまして、ここら辺につきましては、甘鉄の決算書等を見ますと、負債はないということでございますので、うちの健全化計画と申しますか、指標の中にはゼロで算入いたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町長、ちょっとずれますが、甘木鉄道の由来を御存じなんですか。というのが、今本当に

必要なんでしょうかとという疑念はないんですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私としては、やっぱりそれなりの機能はちゃんと果たしておるし、必要だというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

深く触れる意味はありませんが、もともと基山町には、旭化成、日本化薬等がありまして、あの甘木鉄道自体は久留米からにしても、この基山からにしても、すべて軍用列車なんです。ね、あれは、もともとが。だから、今、それほど利用率が高くないんじゃないのか。あれを鉄道からバスに切りかえるとか、そういう発想はないのかなと。東京の小田急、西武、これは住宅を開発するためにつくった鉄道であります。ところが、この甘木鉄道は軍用のためにつくられた鉄道で、非常に現在において、その沿線の開発等もそれほどは進んでいないんじゃないか。今、いろいろところで駅で無料駐車場を設けてお客さんが使いやすいようにはしていますけれども、利用率を見ると非常に低い。それをやっぱりいろいろなかかわりでお金を出さなければいけないというのは、これから将来見ていくと、やっぱりそこらあたりも変えなければいけないんじゃないかなという気はありませんかっていう質問。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

将来的には、やっぱりそういうことも考えていかなきゃいかんと思いますけれども、最初のスタート、それから現在も基山のあのコクヨさんとかなんとか、ああいうところに通勤の方も利用されておられますし、それから小郡、それからキンビールとかというような、そういう活用はあっておりますから、そしてちょっと今、いろんな事情で、そう余計じゃございませんけれども、赤字が出ておるといような、それも心配な点であるんですけれども、その程度というのはおかしいですけれども、赤字もそう余計じゃないと。よその第3セクターはもうどうしようもないといような状況も聞いておりますけれども、甘鉄に関しては、

まずまず頑張っておるというようなことでございますので、今すぐそれをどうこうということとはちょっと私ども考えるわけじゃございません。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

いろいろなところでJRが国鉄から民営化されて、随分それは不便なところもたくさん出てきていると思います。38年の夏に高千穂鉄道に乘りました。今、これは廃止の憂き目に遭っておるんだと思いますけれども、非常に検討された時期だと思いますが、時代の変化とともに検討していかないと、やはり経営感覚がないと、どうしてもいけない部分があるかなと思います。

次は、歳入歳出監査意見書は款項に関する増減に関する実数の説明であります。特に歳出に関して、状況説明では、執行については基本原則の計画性、弾力性、積極性について意見が述べられていますが、私自身としては、具体的な指摘がないように思います。それで、この報告があったときに、補足説明なり、町長から何か質問された事項があったのではないかと考えておりますが、それについていかがですか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

先ほどもちょっと申しましたけども、この監査意見書をいただくときに、面会というか、お話をさせていただきました。そのときには、ここには書いておりませんが、一つには、徴収率がよそよりも非常にいいですね。これはいいことだから、頑張ってもらいたい。そしてこれからだんだん悪くなるだろうから、なお一層努力してくださいというようなこともございました。それから、やはりこれから先は収入減といいますか、収入増を図るような施策もやっぱり考えていかなきゃいかんのではないかというようなこと。それと反面、やはり歳出のほうも当然もっともっと考えろというような具体的でございませんけれども、そういうような指摘もございました。それと、もう一つは、やはり先を見て投資的な歳出も必要だろうというようなこと。それから育英資金が非常に今ちょっと借りにくく硬直化しておるんじゃないかと。以前は資金が少なかったものですから、できるだけというような考えもあったんですけども、今、おかげさまで住民の皆さんからの御寄附をいただいて、それをも

う少し運用できる、活用できるような方法を考えろということでございました。その辺だったと思います。

それから、私のほうからは、やはり一番人口減が気になるところでございますから、その辺の対策をひとつ私も当然考えていかなきゃいかんけれども、この際、監査委員さんにもその辺の御指摘といいますか、施策なんかございましたら、よろしく申し上げますということで、そういうことを話しております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

徴収率に関しては、一番最初に数年前に、最初の執行、おかしいんじゃないか。私からも、ほかの議員からもあったんですけども、この前、財政課長の話を聞いて、さすがに巧みだなと思いましたね。最初、絞っというて予算を計上しておいて、途中から徴収率を上げて予算を膨らませて、すごく巧みだと私は感じたわけですね。実際、お金なくちゃできんわけですけども、総計主義とっているわけですからね。収入がなくては何もできない。ただ、この指標を見ていて、やはり基山が活性化できないというのは、確かに資金率とか、いろいろの問題で、けど投資がなされると元気になれないですね。これは享保あるいは寛政の改革というのが、吉宗の改革、このときは儉約をして、その前に飢饉がありましたから、儉約をしたんですが、非常に世の中が活性化されなかった時期ですね。ところが、奢侈令とかなんかあったですね。それで、一方、5代将軍吉宗のとき、非常にお犬様と言われ、放らつなというか、余り評判よくないんですが、あのときは日本の元禄文化が花咲いた時期なんです。基山町はいろんな財政運営がうまくいっているんだろうと思います。この厳しいときに。ある面ではですね。しかし、それが会社であったら借りてでもやっていく。そして景気刺激をやっていくというところがないために、少し活性化、小さなところで難しいところあると思いますが、できないのかなと思います。

それで、今、いろんなやりとりがあったことを聞かせて感謝をします。いろんな意見書、所見について見えたんですが、次、後半の監査委員のところ、第3番目の質問です。199条の職務について示されていますが、決算の調製結果と意見だけで本来の目標を達成したと考えられていますかと言ったら、適正な審査結果を受けたので、十分と考えています。こういうふうな回答いただきました。ところが、大事なところは、199条の1項に、これは財務



に関する事務の執行と経営に係る事業の管理を監査するとなっておるんですね。この前も要するに年1回に監査報告書というのが出されていませんねと、こう言ったら、こういう定期的にやられていますかと言ったら、総務課長でしたか、毎月例月検査をやっていますと、こういう話がありました。これは事務、財政にかかるをよく見られているんじゃないかと思うんです。いろいろ感じるころは、特別に監査が必要であると思われる場合は、監査をお願いするということと書いてありますが、御回答いただいたんですが、特別に監査が必要であると思われる場合というのは、どのようなことを想定されていますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その対象がどういうところをおっしゃっておられるのか。例えば、社協なのか、あるいは一部事務組合なのか、どうなのか、どの辺をおっしゃっているのかはわかりませんが、やはりそれなりに決算書はとっておりますし、それを監査委員さんにも見てもらうと。そういうことで、そこでいろいろまたそれが一つの監査だろうと思いますし、ちょっとここ問題かなというところは、やっぱりそれなりの自治の監査もしてもらう。それは範囲はごく限られた部分だろうと思いますけれども、そういうことも必要かなと。そういう意味で、私どももちょっと監査してくださいとお願いするような場合もあろうかというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

特別に監査が必要であると思われる場合というのは、どういう場合がありますかという質問なんです。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

さっきも申しましたけれども、やはり決算書等を見て、ああこれはちょっとどうかなと、これはちょっと特別に別にもう少し詳しくというようなことがあればと。私はそういう意味で言っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

特別な監査というか、一般の監査でも、必要があればお願いしなきゃいけないし、監査委員はみずからやらなければいけない。199条の第1項に基づいてですね。私は特別監査というのを受けたことがあるんです。これは会計検査院をごまかしたという投書がありまして、それに基づいて特別監査を受けたんです。特別監察という事項でしたけれども、受けたことがあります。特別なことになりませんでしたけれども、日本で三権分立と言われます。しかし、国会にも内閣にも司法にも属していない第4の権力と言われるものがありますが、失礼かもわかりませんが、御存じですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も最初これは知りませんでした。しかし、以前の一般質問かなんかで、片山議員からそれを知っているのかと聞かれまして、調べましたら、多分、報道ということじゃなかったかというふうに記憶をしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

公務員の方は御存じだと思うんですけども、会計検査院という組織があります。これは5名の検査員であって、組織は大きいんですよ、物すごく、べらぼうに大きいです。きょうは本当は代表監査員にお伺いしようと思ったんですが、会計検査院法というのを見られたことがあるんでしょうか。財政課長、ありますか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

会計検査院法につきましては、申しわけございませんが、特段に見たことはございません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

会計検査院法の第20条から23条と、自治法の195条から199条、要するに会計検査院の任務とかいうのと監査委員の任務というのは非常に似通っております。また、この自治法の第5款、ここらあたりは監査については、占領軍のGHQの肝入りでつくられたと言われている法律でもありますね。主権在民の国家をなす始点だと思いますが、なぜこういうことを言っているかという、今まで監査について、これは私は何人かのいろいろな人に聞きました。実態こういうことなんですよ。どういうことかという、今まで基山町が補助金を出しているところの監査が一度もやられていません。監査報告をこの5年間、5年間というか、4年半ぐらい見たことがありません、聞いたこともありません。なぜ監査が行われないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

監査事務局のほうから回答でいいですか。

○9番（片山一儀君）

町長ですから、町長の問題ですから。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私にお尋ねでございましょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）一度も行われたことないとおっしゃいますけれども、たしか私の記憶では、一、二年前に社協をひとつ見てみようというようなことで、監査委員さんが社協の決算の監査といいますか、説明を受けられたということは記憶をいたしております。そのほかは私もちょっと覚えておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

これは、自治法に基づいて、199条に基づいて質問しているわけですから、監査委員がみずからやらなければ、あるいは町長がお願いすればいい事項なんですよ。それは監査報告書として出てこなければいけない、監査をおやりになれば。それが出てきていないから、私はこういう申し上げたんです。監査をすれば、すぐわかることなんですよけれども、基山町の補助金規則を見ますと、細目がないんですけれども、私が見つけ切らなかったのか、細目がありますでしょうか、総務課長。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

基山町の補助金等に関する規則がございます。その下に各種補助金の要綱を設けております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

なぜ町長が必要が認めればとか、町長が認めればというふうに書いてあるんです。それは町長の非常に裁量権が多いということなんです。だから町長に裁量権が多いというか、担当課長に裁量権が多いということなんです。それで、これは来た人によって手心が加えられるということなんです。公正・公明でないということなんです。だから、多くは町長が認められるということだったら、町長が認められた細則の基準が全部決められていなきゃいけない。それは公正・公平にやるためにですね。だから、法律でも施行令があったり施行規則があったり、施行細則があったりするわけですね。それが調べると、多くのこれ町長が決めることになっています。公正・公平の予算執行ができないんじゃないかなと、こう感じるわけですが、そこのあれは余り、公正にやっているよと言われれば終わりなんですけどね。これまた12月にしっかり質問させてもらいますから、いいんですけれども、そういうところは町長、気づかれたことありますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

特に私は公正だということはございません。やはり監査委員さんが必要とあらばやっていただくということだというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

法制の主管課長は総務課長、財政課長じゃない。だから総務課長に聞いたんですけど、そこらあたりまで入っていない。これ、社協、観光協会の会長は町長ですね。それから商工会

については、元会長でした。社協と観光協会も多く金出ていますけれども、補助金を出す側と受ける側が同じ人です。商工会についても関連性が非常に深い。監査をされないなら、こういうことに関係があるんじゃないかと疑うことができるんですけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そこまで、元商工会の会長だったろうというところまでさかのぼって言われてもいかがかというふうには思いますし、社協にしましても、会長ではありますけれども、もちろん、その中では合議制で理事会もやっておりますし、今は評議員会というようなこともやって、そこでしっかりと審議をしておるといことです。

それから、受け取る側と出す側と、これは一つの方策かも知りませんが、補助金等の申請、いろいろ何かの申請をするのは、副会長さんのお名前ですべていただいております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

基本は責任者にあるんです、担当者じゃなくてですね。やはりそこらあたりがやっぱり感覚がマヒしてくると、そういうものでそうなんだという形がですね、いやよそこにもあるんですよ、たくさん。首長が社協の会長を兼ねられたり、あるいは理事長を兼ねられてある、たくさんあります。それ承知していますが、そういうところをやはりきちっとしていかないと、町長、一番最初、観光協会の会長はおれ嫌なんだよとおっしゃったけれども、まだずっと7年ぐらいそのままつかれてますけれども、やはりそこは正さなければいけないと。

次に、社会福祉法人というのがありますね。社協も社会福祉法人になっておりますが、今、補助金の規則、社協については、補助金だけでなく措置もできることになってますけれども、この社会福祉法人に出される補助金ですね、社協に出される補助金は、基山町の規則第5号によってなされておるんでしょうか。そのほかに何かなさっている根拠がありますか。

○議長（後藤信八君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

規則の下に要綱がございまして、社会福祉法人等の補助に関する要綱というのを設けてお

りますので、それに基づいて出しております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

なぜこういうことを言うかという、一般の社会福祉法人、私、社会福祉法人の所長をする資格を持っていますけれども、これは社会福祉法の第6章あるいは第1条に、社会福祉法人を定める目的書いてあります。ところが、社協については、第10章に、109条に別項で決めてあるんですね。これは別の組織なんです、全く意味が違う。それなのに、この一本でやられるのかなと、私はもっと地域福祉の根幹である社協については、別の規則でちゃんとやることを定めなきゃいけない。だから、これは私が評議員やっているときに、理事の中に担当課長が入っていないことで言ったことがあります。それは当時、評議員から今は理事に入っていると思いますが、やっぱり主要なところは絡んでいかなきゃいけないと思いますけれども、やっぱり全く違うんです。作り方が、つくった目的が、意義が。それが今、基山町では規則の第5条第5号だけによって、要綱で小さなことを定めてあるかどうか知らん。同じ一本で補助金を出すことが、仕組みがつくられています。私はこれはいかがかなと思うんですが、町長、社会福祉法の6章なり10章なりお読みになったことありますか。社会福祉法人の社協の会長ですから。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございませんけれども、詳しくそれを読んだことはございません。

それから、本当に片山議員がおっしゃるような、兼ねておるといのが違法なのかどうなのかというようなその辺のところ、それから実際に本当に不明瞭なというか、何か馴れ合いをやっているんじゃないかというような具体的な何かそういう御指摘かなと。そういう何かがあれば御指摘をいただきたいと思いますし、私は別にそういうことじゃなくて、やっておるという思いでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

不正があるのかなんか、そういうことでは全くありません。ただ、私も前期高齢者になりまして、老婆心ながらというか、転ばぬ先のつえといえますか、李下に冠を正さず、瓜田に沓を納れずということわざがあります。御存じでしょう。やっぱりそういう一般の皆さんが見られて、感じられて、やっぱりおかしいなというところは変えていかないけないうらうと思ふんです。今回、総括質疑、1人だけで、昨年は松石さんもおられたから、長く時間とるの心苦しいので、ここらでやめますけれども、私自身も公務員ですから、根拠法規に基づいてやります。ただ、法規に違反していないからいいよということだけではなくて、やはり前向きに基山町が活性化をし、いい福祉が行われるためには、きちっとした考えでいかないと、定められたことを定められたようにやるのは、これは事務です。仕事じゃありません。と言われてます。我々はそうやって鍛えられました。お前、事務やっているのか、お前事務員じゃないらうと。その手続どおりやるのは事務であって、頭を使わない、体を使う事項で。そういった意味で、基山町がさらによくなればと思ふ思いで、総括をさせていただきました。

あと10分ぐらいありますけれども、以上でもって総括質問を終わります。あとは審査でやる。

最後に、先ほど事務局長が、これは監査委員事務局の局長として発言されたんだと思ふすけれども、これ自体もおかしいことじゃないと町長おっしゃいましたけど、執行機関と議会というのはきちんと分かれるべきだらうと思ふます。そういう物事の道理というか、条理、道理でやっぱり考えることが必要だらうと思ふますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で総括質疑を終わります。

## 日程第2 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第2. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔付託表配付〕

○議長（後藤信八君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを決算特別委員会に付託と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午前10時33分 散会～